

## 被扶養者の資格確認調査(検認)について

オリジン健康保険組合

当健保組合では、保険給付適正化の観点から健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者の認定状況の確認(検認)を実施いたします。これは扶養認定された方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。

今年度は、対象者全員について、マイナンバーによる情報連携<sup>(注)</sup>を利用して前年度の収入状況等の確認をします。また、被扶養配偶者については、離・就職等による収入状況の変更を確認するため、グーグルフォームによる現況確認を行います。これらの調査で収入状況確認が不十分と判断した場合は、個別に書面による調査書等の提出をご案内しますので、ご了承ください。

## 記

1. 対象者 令和7年4月1日現在18歳以上の被扶養者
2. 調査免除者 令和7年6月1日以降に扶養認定された方
3. 調査方法
  - ①対象者全員、マイナンバー連携による収入等の確認をします。
  - ②被扶養配偶者の現在の収入状況等の確認のため、グーグルフォームを使った確認調査を被保険者あてにお送りします。必ず期日までにご回答ください。  
※任意継続被保険者は②の調査はありません。
  - ③年間収入が認定基準を超える(認定基準以内かどうか判断が難しい方を含む)場合やマイナンバー連携で必要な情報を得られない場合など、**扶養状況書類の届出が必要な方には7月中旬から8月下旬までに別途通知します。**
  - ④調査後の再認定の通知は行いません。認定基準を満たしていない方については、令和7年9月1日(月)までに健保組合より通知します。
4. 収入増の場合 新たに就職し社会保険に加入された方、収入が増加し認定基準を超えた方(超えそうな方)は、随時、健保組合にご連絡ください。  
パート社員でも働き方によっては被保険者となることがありますので、勤め先の健康保険に加入した場合は、速やかに届出をお願いします。
5. 認定基準

原則として、被保険者の3親等内の親族であり、主として被保険者によって生計を維持されている方(健康保険法 第3条第7項による)。

「主として生計を維持している」とは、扶養される方の生計費の半分以上を被保険者が日常、継続的に維持していることをいいます。なお、上記条件に該当する方で収入がある場合は下記範囲内となります。

- ◆同一世帯の場合 年間収入が130万円未満(60歳以上は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満の方
- ◆別世帯の場合 年間収入が130万円未満(60歳以上は180万円未満)であって、かつ、被保険者からの年間仕送り額より少ない方

(注)情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで皆様が行政の各種手続きで提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報をやりとりすることです。



以上

問合せ先 健康保険組合 電話番号 048-762-3591